

奈良県告示第二号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第五十四条の二第二項の規定により、奈良県中南和県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和三年四月六日

奈良県知事 荒井正吾

名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
西島燃料店	西島 偉之	大和高田市片塩町五番二六号	令和三年一月三十一日